

第2次千葉県DV防止・被害者支援基本計画進捗状況調査票

※自己評価欄・・・「○」=概ね実施できた 「△」=一部実施できた 「×」=実施できなかった 「-」=平成29年度以降に実施予定

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成28年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成28年度自己評価(※)	自己評価が△又は×だった場合、その理由及び平成29年度以降の実施計画
基本目標I 暴力を許さない地域づくりの推進	1. 暴力防止のための教育の推進	(1) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。	市内保育所(園)、幼稚園、認定こども園で、保育指針・教育要領に基づく教育・保育を行い、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てる。	幼稚園協会の定例会に出席し、普段の幼稚園教育の中で、人権を大切にする心をはぐくむよう依頼した。		○	
				小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施する。	各園等において、保育者が子ども達一人一人と愛情をもち接することや、子どもたち同士のつながりを大切に接することで、自己肯定感や相手を思いやる心の育ちにつなげた。 例:異年齢の交流や地域活動 等			
		(2) 若者に向けたデートDV予防教育の推進	■関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。出前講座実施数(累計)H26:3回→H33:24回(H28~33の累計)	ちば愛犬動物フラワー専門学校、中央介護福祉専門学校、千葉女子専門学校、淑徳大学、幕張中学校において出前講座を実施。	出前講座実施校5校	○	
				中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を増やす。また、すでに実施している中学校を支援する。	中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を支援した。おゆみの南中学校・高洲第二中学校	支援した中学校2校	○	
				中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。実施校 H26:2校⇒H33:20校	中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施した。実施校 H27:4校/H28:4校	実施した中学校4校	○	
	2. 暴力防止のための広報・啓発の推進	(3) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	DV相談カードを、H28年4月に市内産婦人科、小児科、精神科へ配布した。ホームページでDVIに関する記事及び、配偶者暴力相談支援センターの相談先を掲載した。	医療機関へのDV相談カード配布数 110か所 2,200枚	○	
				男女共同参画センターで、DVIに関する市民向け講座を実施する。	男女共同参画センターで、DVIに関する市民向け講座を実施した。(サポーター養成講座、びらぶインストラクター養成講座、びらぶプログラム(地域版))	実施講座数3講座 受講者数92名	○	
				■妊娠中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊娠届出時に全員に配布した。	H28年度 妊娠届出数7301件	○	
		(4) 暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	■「女性に対する暴力をなくす運動」やDV防止のための「パープルリボンキャンペーン」を児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と併せて実施する。	男女共同参画センターでDVIに関する図書、資料などの展示を行う。	男女共同参画センターでDVIに関する図書、資料などの展示を行った。	-	○	
				女性に対する暴力をなくす運動(内閣府が推進する運動であり、女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の人権の尊重をうたったもの)を実施する。	男女共同参画センターにおいて「女性のための自己防衛講座II」の実施。内閣府作成のポスター・リーフレットの掲示・配布。 H28.11.16千葉県と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーンを千葉そごう前広場にて実施した。	実施講座数1講座 受講者数14名	○	
(5) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)	6区保健福祉センターで、DVIに関する職員研修を実施した。(5~6月)	107名参加	○			
		オレンジリボン(虐待予防)キャンペーンに合わせ、パープルリボン(DV防止)キャンペーンを実施する。	女性・子どもへの暴力防止に賛同する方にギルトのツリーへオレンジとパープルのリボンをつけてもらうキャンペーンを実施(中央区ふるさとまつり、千葉市ハーモニープラザエントランスで実施)	2か所実施	○			

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成28年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成28年度自己評価(※)	自己評価が△又は×だった場合、その理由及び平成29年度以降の実施計画
			■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)	H28.10.31に、非常勤職員を含めた母子保健従事者向けに、研修会を開催した。研修会タイトル「DVの基礎知識と母子保健における被害者支援」(こども家庭支援課により講師派遣を行い、健康支援課は、区健康課への受講勧奨、会場準備、当日受付を行った。)	39名参加	○	
基本目標Ⅱ 相談体制等の充実	3. 相談窓口の周知の強化	(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、相談窓口を周知する。	DV相談カードを継続して配置した。ホームページにて、相談窓口の周知を図った。		○	
				自殺対策ホームページにDVに係る相談先を掲載する。	自殺対策ホームページにDVに係る相談先を掲載した。		○	
				母子保健サービスが記載されたハンドブックにDVの相談先を掲載し、母子手帳発行時等に配布する。	官民協働による、ウェブサイトと子育て情報誌とを連動させた「子育てナビ」による情報発信を行った。	ウェブサイトの更新 情報誌30,000部発行	○	
					配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊娠届出時に全員に配布した。また、地域保健推進員による生後2か月児訪問にて、配偶者暴力相談支援センターの相談先の掲載された冊子「こんにちは赤ちゃん」を配布した。	H28年度 妊娠届出数7,301件 H28年度地域保健推進員による訪問数のうち、乳児訪問件数6,833件	○	
				■周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、被害者のニーズに応じて配慮する。	ホームページで公開されている外国語のリーフレットの情報を更新し、リーフレットの活用を図る。	平成28年度実績無し (平成29年度に外国語リーフレット作成中。以降、ホームページ作成予定)	—	平成29年度に新しい外国語リーフレットの作成に着手しており、その後ホームページの更新もできるように関係課と調整を図る予定。
				在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	高齢者虐待防止連絡会を開催し、関係機関の連携強化に努めた。また、パンフレットを配布し、相談窓口を周知した。 高齢障害支援課の職員と連携し、婦人相談員による相談を行った。	高齢者虐待通報件数 294件	○	
				各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。	各区保健福祉センターに設置する「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行った。 高齢障害支援課の職員と連携し、婦人相談員による相談を行った。	障害者虐待17件 (うちDV 2件)	○	
	男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知し、実施した。	延相談件数318件	○				
	【再掲】(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	【再掲】■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	【再掲】様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)					
		【再掲】■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	【再掲】母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)					
4. 相談体制の充実	(7)専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。	配偶者暴力相談支援センター及び各区こども家庭課で相談を実施し、情報提供を行った。	平成28年度 相談件数 2,984件	○		
			婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。	男女共同参画センターで、ハーモニー相談において相談を実施し、情報提供を行った。 婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。	平成28年度 相談件数 2,984件	○		

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成28年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成28年度自己評価(※)	自己評価が△又は×だった場合、その理由及び平成29年度以降の実施計画		
		(8)専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。	配偶者暴力相談支援センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて、個別法律相談、カウンセリングを実施した。 男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、精神科医師の個別相談を実施した。	個別法律相談9件 カウンセリング4件 法律相談41件(うちDV29件) 医師相談17件(うちDV8件)	○			
		(9)専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。 スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施。 弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。	婦人相談員新任研修をH28年4月15日に実施した。外部研修の案内を積極的に行い、全相談員が何らかの研修に参加した。 スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施した。 弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、相談終了後は相談員と支援方針の検討を行った。	スーパービジョン5回 弁護士との事例検討会 6回 個別法律相談9件 カウンセリング4件	○ ○ ○			
		(10)被害者の状況に応じた相談体制の充実	■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるよう関係機関等と連携を図る。 ■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図る。 ■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行う。	様々な国籍の方の相談に対応できるよう、国際交流協会と連携を図り、通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。 【再掲】在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。 【再掲】各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。 【再掲】男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。	様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたった。(三者通訳サービスを利用する事例はなかった。)		○			
		基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	5. 一時保護体制の整備	(11)関係機関との連携による一時保護体制の整備	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を整備する。	各区こども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行う。	各区こども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行った。	女性サポートセンター一時保護 20件 母子緊急一時保護 13件	○	
		(12)民間シェルターへの支援	■多様なニーズに応じた一時保護体制を整備するため、民間シェルター等への支援を行う。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施する。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施した。	補助金交付 民間シェルター一時保護3件	○			
		(13)広域的な対応の整備	■被害者の安全を確保するため、県外への避難を可能とするよう、県外施設との連携を図る。	県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮する。	県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮した。		○			
		6. 被害者の安全確保	(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実	■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全を確保に努める。 ■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	被害者に危害が加わる惧れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保する。 被害者へ保護命令制度についての情報提供を行い、必要に応じて申し立ての支援を行う。また、保護命令を申し立てた後、裁判所から書面提出を求められた際には、書面を作成する。	被害者に危害が加わる惧れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保した。(中央区) 被害者へ保護命令制度についての情報提供を行い、申し立ての支援を行った。また、保護命令を申し立てた後、裁判所から書面提出を求められ、書面を作成した。	安全対策票2件 保護命令書面提出2件	○ ○		
		(15)情報管理と安全確保の徹底	■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底する。	区役所職員などを対象とした研修(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)で加害者対応について多くの職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払う。 個人情報保護を徹底し、漏えいを防止するための仕組みについて整備する。	区役所職員などを対象とした研修で加害者対応について職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払った。 CHAINSからインターネット環境を分離するなど、情報セキュリティ対策を強化するとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール対応訓練などを実施した。	107名参加(保育所職員の参加もあり)	○ ○			

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成28年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成28年度自己評価(※)	自己評価が△又は×だった場合、その理由及び平成29年度以降の実施計画
				保育所(園)や学校において情報管理を徹底する。	各区こども家庭課が情報管理と安全確保を行い、個人情報の漏えい防止を徹底した。	DV関連転出入42件	○	
			■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保する。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。 DV被害者の安全に留意し、税証明の交付制限を行う。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行った。 市民総合窓口課から回送される支援措置対象者通知及び税務証明発行窓口においての税務証明発行停止申出書により税務証明の発行制限を行っている。		○	
			■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保する。	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底する。	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底した。		○	
		(16)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応等について、マニュアルを整備するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備する。	加害者からの追及に対応した支援者向けの安全管理マニュアルを作成する。 加害者からの追及に対応した支援者向けの研修を実施する。	配偶者暴力相談支援センターマニュアルの改定を行った。 区役所職員などを対象とした研修内で加害者対応についての講義を行った。	107名参加	○	
基本目標IV 被害者の自立と生活再建の支援	7. 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備	(17)二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口職員等を対象とした研修を充実する。	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施する。(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施した。	107名参加	○	
		(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備	■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談共通シートを窓口で共有し、活用する。 ■諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。	区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知と活用の推進をする。(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課) 諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。	区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知と活用の推進を図った。H28.8相談共通シートの改訂を行い、関係課へ配布した。 平成29年1月から、転入・住所変更・出生などの手続きが各区役所のワンストップ窓口で完結できるようになった。保育所入所・生活保護など保健福祉センターの複数の課で手続きが必要なものについては、各担当者間で引き継ぎながら対応し、相談者が各課を移動することなく手続きができるように配慮している。(平成30年度以降に実施)	研修107名参加 共通シート活用2件	○	諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報については平成30年度以降に情報収集について準備を進めていく。
			■円滑な転所(園)・転校・就学手続きを支援するため、必要な情報提供と支援を行う。	保育所(園)については各区こども家庭課、学校については学事課にて必要な支援及び情報提供を行う。	各区こども家庭課が必要に応じて情報提供を行った。 千葉市内の学校に転入する際には保護者と面談を行い、状況を確認し必要な配慮を学校へ指示した。	DV関連転出入相談26件	○	
			■区役所や保健福祉センターで行う諸手続きが安全かつ円滑に進むよう千葉市DV関係機関対応マニュアルの改訂を行う。	DV関係機関マニュアルの改訂を行う。	平成29年度実績無し(平成30年度以降に実施)		—	マイナンバー制度が本格稼働したばかりで諸手続きのシステム変更などの可能性もあり。改訂の時期も含め、平成30年度以降に検討とする。
	8. 被害者の自立と生活再建の支援の充実	【再掲】(7)専門相談員による相談・支援の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。 【再掲】婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。				
		【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。				
		(19)被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意しつつ、各種証明を発行する。	各種相談証明を発行した。	相談証明発行186件 支援措置証明195件	○	
		(20)同行支援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。	民間団体への委託により同行支援を継続して行う。	同行支援を継続して行った。	2件利用	○	

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成28年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成28年度自己評価(※)	自己評価が△又は×だった場合、その理由及び平成29年度以降の実施計画
		(21)経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行う。	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行う。	各区社会援護課窓口にて、生活保護の相談、申請を受け付け、生活に困窮する者に対して支援を行った。 各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行った。	延相談4,367件 申請3,392件 開始3,041件 (H28年度) 児童扶養手当(H28年度)受給者5,993件	○	
		(22)就労の支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行う。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じる。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じた。		○	
		(23)住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住居確保のための支援を行う。	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。 DV被害者に対し民間賃貸住宅入居支援制度を実施し、民間賃貸住宅へ入居しやすいよう支援する。また、「市すまいアップコーナー」で民間賃貸住宅の情報を提供する。	DV被害者世帯には、入居に関する公開抽選における抽選番号を1ポイント付与する。 賃貸住宅に入居する際に、家主から入居を敬遠されがちな方に対して、不動産関係団体の協力のもと、民間賃貸住宅を紹介します。	優遇措置実施数19件 相談152件(DV2件) 成約12件(DV0件) 保証委託料補助3件(DV0件)	○	
		(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援する。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できる関係機関との連携を図る。 保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票がなくとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行う。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できる関係機関との連携を図った。 各区健康課から提出された「予防接種実施依頼書」に基づき、本市に住民登録がないDV被害者の子どもも定期予防接種の実施を可能とした。	「予防接種実施依頼書」の提出があったDV被害者の子どもについては、全て定期予防接種の実施を可能とした。 11名	○	
		(25)自立支援講座の実施	■男女共同参画センター等において、被害者の自立支援やエンパワメントに資する講座を実施する。 注)エンパワメント:個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること。	女性のための自立支援講座及びエンパワメントの講座を実施する。	女性のためのエンパワメント講座を実施した。	実施講座数1講座 受講者数30人	○	
		(26)母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。 ■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図る。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。 被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行う。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援した。 被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行った。	女性サポートセンター20件 母子生活支援施設措置(新規)6件	○	
		(27)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援した。		○	
9. 被害者等へのケアの充実	【再掲】 (8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】 ■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】 ■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】 ■配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律個別相談、心理個別相談、精神科医師個別相談を実施する。				
		(28)被害者の心身の回復支援の充実	■こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談の中で、必要な支援及び情報を提供する。 ■男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供する。	こころの健康センターや各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。 男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供する。	こころの健康センターの精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供した。 各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な情報を提供を行った。 男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供した。	相談件数1292件 うちDV 8件 相談件数50件 うちDV3件 相談件数17件 うちDV8件	○	

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成28年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成28年度自己評価(※)	自己評価が△又は×だった場合、その理由及び平成29年度以降の実施計画	
			■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施する。	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施する。	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施した。	グループ談実施回数24回(参加者0人の回もあり) 延参加者数24人	○		
				自助グループの活動を支援し、必要な被害者へ自助グループの情報を提供する。	被害者のケアとして男女共同参画センターで実施しているグループ相談において、サポートを実施している。自助グループに関するニーズに応じて、今後の立ち上げについて働きかける。		△	グループ相談を実施していくなかで、自助グループ立ち上げについて働きかけを検討。	
			■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施した。	低学年対象8組参加	○		
		(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■児童相談所と連携し、必要に応じて子どもの心理的なケアを実施する。	児童相談所の心理判定員と連携し、必要に応じて、子どもの心理的なケアを実施する。	心理的ケアを必要とする子ども達に対して心理的ケアを実施した。		○		
			【再掲】■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	【再掲】DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施する。					
基本目標V 施策推進体制の整備	10. 関係機関等との連携の強化	(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議する。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行う。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行った。	代表者会議1回 実務者会議18回 個別ケース検討会議248回	○		
		(31)関係機関等との情報交換・連携強化	■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図る。	千葉県弁護士会の中から法律アドバイザーを選任いただき、事例検討会及び個別相談に応じていただいた。日弁連シンポジウムにて、法律アドバイザーと共に、千葉市と弁護士会との連携事例を発表した。	法律アドバイザー12名選任	○		
				児童虐待対応連絡会議を活用し、県警と連携を図る。	H28.7.7児童虐待対応連絡会議を開催した。			○	
			■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。	千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図る。	千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議(H29.3.22)への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図った。			○	
			■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化する。	DV相談カードと相談共通シート及び相談共通シート活用マニュアルを両市立病院に配布し、DV関係課の支援について周知を図る。	DV相談カードの継続配置を行った。相談共通シート及び区役所及び保健福祉センター関係課での支援内容等が掲載されている相談共通シート活用マニュアルを海浜病院に配布し、周知を図った。			△	平成28年度は海浜病院に配布。平成29年度は青葉病院に配布済。
			DV相談カードを市内の精神科病院や整形外科へ配架し、窓口の周知依頼を行うとともに、被害者を発見した際には連携し、配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報することを周知する。	H28年4月にDV相談カードを、市内産婦人科、小児科、精神科へ配布した。	医療機関へのDV相談カード配布数110か所 2,200枚	○			
		(32)民間団体との連携強化	■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施する。	千葉県主催DV被害者支援民間団体との連携会議へ出席する。	H28.10.18DV被害者支援連携会議へ出席し、民間団体との情報交換を行い、連携を図った。			○	
				千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。			民間シェルター入所者数3世帯	○
	11. 人材の育成	(33)被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	「DV被害者支援養成講座」を実施し、講座修了者へのフォローアップを行う。	「DV被害者支援養成講座」を実施した。(サポーター養成講座、びらぶインストラクター養成講座)また、以前の受講者で結成されたグループにより、市民企画講座(びらぶプログラム(地域版))が実施された。	実施講座数2講座 受講者数55名	○		

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成28年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成28年度自己評価(※)	自己評価が△又は×だった場合、その理由及び平成29年度以降の実施計画
		【再掲】 (9)専門相談員の資質向上	【再掲】■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	【再掲】相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。				
				【再掲】スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施。				
				【再掲】弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。				
	12. 施策推進のための調査研究	(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究	■民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査し、今後の加害者対策の参考とする。	民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査する。	H28.9.1～H28.9.2内閣府主催研修に参加し、加害者更生プログラムを実施しているNPO法人の取組についての講義を受けた。		○	
			■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査し、今後の被害者支援施策の参考とする。	被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査する。	H28.9.1～H28.9.2内閣府主催研修に参加し、国や他自治体の取組事例について情報交換を行った。		○	
			■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とする。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努める。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。		○	